

## 6 三重県人権教育基本方針 改定案（中間案）について

### 1 改定の経緯

平成 11 年に策定した三重県人権教育基本方針は、県教育委員会としての  
人権教育に関する基本的な推進方針を示すもので、これまで、平成 21 年に  
第 1 回の改定を行っています。

現在、社会情勢の変化等から様々な人権課題が生じており、それらに対  
応するため、平成 27 年 12 月に三重県人権施策基本方針が改定されました。  
三重県人権施策基本方針との整合性を図りつつ、教育を取り巻く情勢の変  
化に対応できるよう、三重県人権教育基本方針の改定を行います。

### 2 改定にあたって

小中県立学校の教職員や市町教育委員会の職員、有識者等で構成する三  
重県人権教育基本方針改定検討委員会で協議を重ねるとともに、文部科学  
省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」の委員であ  
る大阪教育大学の森実教授より専門的な見地から指導・助言をいただき、  
改定作業を進めています。

### 3 改定のポイント

いじめや虐待などの「子どもの人権」に係わる問題、DVなどの「女性  
の人権」に係わる問題などが深刻化しているとともに、性的マイノリティ  
の人権保障にむけた対応の必要性が高まっています。また、部落問題や「障  
がい者の人権」に係わる問題、「外国人の人権」に係わる問題についても、  
依然、取り組むべき課題が生じていることから、引き続き「個別的な人権  
問題」として位置づけます。さらに、貧困や災害、拉致問題などの人権問  
題も重要性が高まっていることから、今回の改定において新たに位置づけ  
ます。

平成 25 年度に実施した「人権問題に関する教職員意識調査」の結果から  
明らかになった「若手教職員の力量の向上」や「職場内 OJT の促進」な  
どの課題への対応についても、「教育関係者の取組」として追記します。

### 4 中間案の内容

- ・構成は、【別紙 1】のとおりです。
- ・内容は、【別紙 2】のとおりです。

### 5 今後のスケジュール

10 月上旬	関係団体意見聴取（中間案）
10 月中旬～11 月中旬	パブリックコメント
1 月	最終案取りまとめ
2 月上旬	関係団体意見聴取（最終案）
3 月上旬	教育委員会定例会 最終案の説明
3 月 13 日	教育警察常任委員会 最終案の説明
3 月下旬～	公表・周知

## 三重県人権教育基本方針 改定案（中間案）の構成

### I 基本的な考え方

- ・ 人権教育の定義
- ・ 県教育委員会のこれまでの取組
- ・ 人権教育推進にあたっての基本的な考え方
- ・ 県教育委員会の今後の取組

### II 人権教育の目的

- ・ 目的
- ・ 目的を達成するための3つの目標

### III 個別的な人権問題に対する取組

- ・ 部落問題を解決するための教育
- ・ 障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育
- ・ 外国人の人権に係わる問題を解決するための教育
- ・ 子どもの人権に係わる問題を解決するための教育
- ・ 女性の人権に係わる問題を解決するための教育
- ・ 様々な人権に係わる問題※を解決するための教育

※高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレス等の人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等 など

### IV 人権教育推進方策

- ・ 「人権感覚あふれる学校づくり」
- ・ 「人権尊重の地域づくり」
- ・ 「教育関係者の取組」

### V 附則

- ・ 次回の改定時期

## 三重県人権教育基本方針 改定案（中間案）

### I 基本的な考え方

国際連合では、1948年の世界人権宣言以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため人権に関する多くの条約等を採用し、人権が尊重される社会の実現に取り組んでいます。採用された条約等では人権教育を「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報」と定義しています。このように国際社会では、「人権教育は人権が尊重される社会の実現へ本質的な貢献をなすものである」というコンセンサスが広く定着しつつあります。また、国においては、人権教育・啓発の重要性から、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を定め、その施策の実施について、国及び地方公共団体の責務としています。

三重県教育委員会はこれまで、世界の人権教育と国際的な人権に関する条約等に学ぶとともに、「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図る」ため、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を推進してきました。

具体的には、「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分と重ねて人権問題をとらえることを大切にし、単なる心がけだけではなく社会を変えていく具体的な行動につなぐことをめざしてきました。また、その取組にあたっては、一人ひとりが抱える生活課題や悩みから出発して、仲間づくりを進め、自分自身に誇りを持ち、自分らしく生きることができるよう、学力保障や進路保障を柱として進めてきました。

人権教育の推進にあたっては、その基盤として、教育・学習の場そのものが人権尊重の精神に立った環境でなければなりません。そのためには、差別を受ける当事者の意見や思いを聴き、当事者の立場に立って考えること、人権教育の重要な要素である教育関係者自身が確かな人権感覚を身に付けることが必要です。

さらに、家庭、幼稚園等・学校（以下「学校」という。）、地域など、それぞれの場で多様な機会をとらえて人権教育を実施するとともに、学校、社会教育機関、教育委員会のほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などの各実施主体がその担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携・協力関係を一層強化し、総合的かつ効果的に人権教育を推進することが重要です。県民一人ひとり、NPO、地域団体、市町、県などの多様な主体が、互いの力を認め合い、地域の資源を生かすといった視点と、みんなで協働して公の取組を進めていくという考え方を持ち、個々の取組を着実に進めていくことが求められています。

三重県教育委員会は、これまでの取組を検証し、成果を継承・発展させ、社会的に不利な立場にある人々の人権は侵害されやすいという現実をふまえ、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、様々な人権問題を解決するため、国際条約、日本国憲法や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などに基づき、学校教育や地域における社会教育を通して県全体の人権教育の総合的推進を各主体と協働しながら、積極的に進めていきます。

## Ⅱ 人権教育の目的

人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

上記の目的を達成するため、以下の3点を目標とします。

●人権についての理解と認識を深める。

一人ひとりが、人権の意義とその重要性についての正しい知識を十分に身に付ける。

●人権を尊重する意欲や態度、技能を育てる。

一人ひとりが、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や、人権を尊重する姿勢が、その態度や行動に現れるよう人権感覚を十分に身に付ける。

●一人ひとりの自己実現を可能にする。

一人ひとりが、自尊感情を高め、自他の価値を認め、尊重しながら、進路を主体的に切り拓くことができる力を身に付ける。

## Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組

一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、状況を変えようとする具体的な行動に結びつく教育・学習の充実を図るため、以下の個別的な人権問題を解決するための教育を積極的に推進します。

●部落問題を解決するための教育

●障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育

●外国人の人権に係わる問題を解決するための教育

●子どもの人権に係わる問題を解決するための教育

●女性の人権に係わる問題を解決するための教育

●様々な人権に係わる問題※を解決するための教育

※様々な人権に係わる問題とは、高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレス等の人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等 などです。

## Ⅳ 人権教育推進方策

### <人権感覚あふれる学校づくり>

「人権感覚あふれる学校づくり」とは、幼児・児童・生徒（以下「子ども」という。）の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養うため、教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校をつくることです。そのための観点として以下の取組を位置づけ、市町教育委

員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。

- 1 すべての学校において、教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで、すべての子どもの学力・進路を保障する取組の充実を図り、子どもの将来が経済的・社会的な事情に左右されないよう学校づくり・環境づくりを進めます。
  - (1) 子どもを権利の主体として尊重し、いのちとくらしを守る基盤を保障する取組を進めます。
  - (2) すべての子どもが、自分自身の生活や社会の状況を変革する行動力や、未来を切り拓く実践力を身に付けられるよう学習活動を創造します。
  
- 2 すべての学校において、子どもや家庭・地域社会の実態を的確かつ総合的にとらえ、差別を解消するうえでの課題を明らかにします。
  - (1) 子どもの生活の中にある差別やいじめなど人権に関わる問題の解決に向けて課題を明らかにします。
  - (2) 子どもの生活の背景にある家庭や地域社会の実態を明らかにします。
  
- 3 すべての学校において、子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、地域ぐるみの推進体制を確立し、総合的・系統的に人権教育を推進します。
  - (1) 学校教育目標の中に、人権教育の目標を明確に位置づけます。
  - (2) 解決すべき課題や指導のねらいを明確にした全体計画を立て、発達段階をふまえて系統的・日常的に取組を進めます。
  - (3) 家庭、地域、関係する学校及び関係機関と密接な連携を図り、地域ぐるみの人権教育推進体制の確立に努めます。

### <人権尊重の地域づくり>

「人権尊重の地域づくり」とは、子どもが生活の基盤を置く家庭や中学校区程度の範囲の地域において、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤をつくり、子どもと保護者、地域住民等が一緒になって活動に当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識が広まることです。

三重県教育委員会は、そのための推進体制づくりや学習活動づくり、指導者の育成等の観点を以下のように位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。

- 1 市町と協働し、行政と地域社会が一体となった人権教育推進体制を充実し、県内全域に取組の活性化を図ります。
  - (1) すべての市町において、多様な主体による人権教育推進体制が確立できるよう協働し推進します。
  - (2) 人権教育推進のための社会教育関係者の実践力向上及び地域社会における指導者の育成に努めます。

(3) 多様な主体と連携を深め、効果的な人権教育のための情報提供に努めます。

2 地域社会の実態をとらえ、課題を明確にし、内容や形態に工夫をこらした学習活動を多様な主体と協働し推進します。

(1) 市町と協働し、地域社会の実態を的確にとらえ、課題を明らかにします。

(2) 地域社会における課題を克服するため、計画的・系統的な学習活動の推進を支援します。

3 様々な学習の場における人権教育を積極的に推進します。

(1) 市町と協働し、地域住民の自発的な学習活動意欲を喚起することで、自主的・組織的な学習活動を促進します。

(2) 市町の独自性を尊重しながら、地域における人権教育の拠点として、教育集会所・公民館等がそれぞれの役割を果たせるよう協働し推進します。

### ＜教育関係者の取組＞

すべての教育関係者は人権問題に対する正しい認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育に取り組みます。

①人権問題は、現在の社会の中に厳存しているという事実認識に立ち、その現状を的確にとらえます。

②人権問題は、差別によって基本的人権が侵害されているところに本質があるという認識に立ちます。

③人権問題の解決は、一人ひとりが自己にかかわる課題として自覚していくことを通して達成されるものであるという認識に立ちます。

④人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高める研修に努めます。

⑤日本の社会に存在する様々な意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識に立ちます。

⑥被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について正しく理解します。

⑦人権問題の解決のために取り組まれてきた実践や成果に学びます。

## V 附則

1 本基本方針は、概ね三重県人権施策基本方針の改定に合わせ、見直していきます。

## 7 平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備状況について

### 1 概要

平成30年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の開催に向けて、平成28年1月25日に設立した大会三重県実行委員会（以下「実行委員会」という。）のもとに6つの専門部会を組織し、大会準備を進めています。

また、競技を「する」高校生だけでなく、「支える」立場から高校生自らが企画・準備・運営に創意工夫を行いながら取り組む、「高校生活動推進委員会」の活動を平成28年7月に開始しました。【別紙1：高校生活動推進委員会組織体制】

### 2 内容

#### （1）主な専門部会の開催状況及び今後の予定

- ・競技専門部会（第1回6月30日、第2回10月予定）  
三重県開催競技の大会開催経費の試算、種目別大会実施要項の作成、大会役員の養成などを検討。
- ・式典専門部会（第1回5月31日、第2回11月予定）  
式典音楽、式典演技の内容検討、装飾の計画作成などを検討。
- ・高校生活動専門部会（第1回6月8日、第2回11月予定）  
高校生活動推進委員会の設置、今後の活動計画などについて検討。
- ・「広報」「宿泊・衛生」「輸送・警備」の各専門部会は、年度内に開催予定。

#### （2）高校生活動推進委員会の活動状況及び今後の予定

- ・7月11日に高校生活動推進委員会準備委員会を設立し、高校生委員による2016中国総体の視察を実施。【別紙2：インターハイNEWS】
- ・三重県高等学校体育連盟加盟の69校に学校推進委員会を設置し、各学校における大会等のPR活動を実施するとともに、各校独自の活動内容を検討。
- ・学校推進委員会の代表で構成される地区推進委員会を県内3地区（北・中・南）に設置し、各地区でのPR活動等の企画・運営を検討。
- ・各地区の代表者で構成する県推進委員会を10月末頃に立ち上げ、各種啓発イベント（300日前、100日前）の企画や来県する選手に対するおもてなし内容を検討。

### 3 今後の取組

本大会の開催が、本県高等学校運動部活動の活性化と県全体のスポーツの振興及び本県の魅力発信に繋がるよう、会場地市町や高等学校体育連盟及び各種関係団体と連携を図り、円滑な開催準備に取り組んでまいります。

【別紙3：競技種目別大会 競技会場・日程】




# 三重県高校生活動推進委員会について

平成30年度全国高等学校総合体育大会  
三重県実行委員会事務局

**(H28.7.11設置)**  
**三重県高校生活動推進委員会準備委員会**  
 公募で集まったH28年度1年生が中心となり県高校生活動推進委員会の設置準備を行う。(当該校教員を含む)

**【準備委員会の活動イメージ】**  
 H28.7月 中国総体視察  
 10月 県高校生活動推進委員会の設置



設置準備

## 県高校生活動推進委員会 (H28.10月設置)


代表…高体連理事長・副理事長、各地区常任理事  
委員…3地区×5校程度×2名(教員・生徒)

委員会には次の役員を置く

- ・会長(1名)…高体連理事長
- ・副会長(若干名)…高体連副理事長など
- ・委員長(1名)…地区代表生徒
- ・副委員長(若干名)…地区代表生徒

### 【県推進委員会の活動イメージ】

- ・H28.10月～12月 年3回程度の会議、広報活動等  
南東北総体300日前イベント視察
- ・H29.4月 南東北総体総合開会式視察  
10月 300日前イベント開催
- ・H30.4月 100日前イベント開催  
7月 総合開会式(御交流会)
- 7月～8月 競技種目別大会  
10月 南部九州総体300日前イベント参加



**北地区推進委員会 (H28.9.15設置)**

● 県推進委員会の活動への参加・協力(年2回程度)

委員: 桑員・三洲支部の20校×2名(教員・生徒)

委員会には次の役員を置く

- ・会長(1名)…北地区常任理事
- ・委員長(1名)…学校推進委員会代表生徒
- ・副委員長(2名)…学校推進委員会代表生徒

**中地区推進委員会 (H28.9.21設置)**

● 県推進委員会の活動への参加・協力(年2回程度)

委員: 鈴亀・津・伊賀支部の27校×2名(教員・生徒)

委員会には次の役員を置く

- ・会長(1名)…中地区常任理事
- ・委員長(1名)…学校推進委員会代表生徒
- ・副委員長(2名)…学校推進委員会代表生徒

**南地区推進委員会 (H28.9.13設置)**

● 県推進委員会の活動への参加・協力(年2回程度)

委員: 松阪・伊勢志摩・牟婁支部の22校×2名(教員・生徒)


委員会には次の役員を置く

- ・会長(1名)…南地区常任理事
- ・委員長(1名)…学校推進委員会代表生徒
- ・副委員長(2名)…学校推進委員会代表生徒

## 学校推進委員会のイメージ (H28.7～8月設置)

三重県高等学校体育連盟の加盟校に設置(定時制・通信制、特別支援を除く69校)

- ・会長(1名)…管理職(校長、教頭)
- ・顧問(1名)…生徒会顧問、部活動顧問代表者など
- ・委員長(1名)…生徒代表(H28年度1年生が望ましい)
- ・副委員長(若干名)…生徒
- ・委員(若干名)…生徒



**【自主的活動】** 年2回程度

● 各校独自の企画・運営による自主的活動

(活動内容例)

- ・H28～ 広報活動(広報誌作成、地域での広報等)
- ・H29～ 環境美化活動(駅、協議会場周辺等の清掃活動)
- ・H30 最寄り駅等での案内活動等

**【支援活動】** 年1回程度

● 県・会場地市町実行委員会からの要請に対する支援活動

(活動内容例)

- ・H29～ カウントダウンイベント等への参加
- ・H29～ 草花の育成  
歓迎グッズ等の製作
- ・H30 総合開会式出演、運営補助等
- ・H30 競技種目別大会運営補助等

### 【学校推進委員会の活動イメージ】





2018 彩る感動 東海総体 平成28年9月 第1号

# インターハイ NEWS 三重

©インターハイ



## 準備委員会メンバー決定



高校生活動準備委員会のメンバーと鈴木知事

平成30年度インターハイ開催のための高校生活動推進委員会準備委員会の生徒委員が決定しました。

平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会の会長でもある鈴木知事を表敬訪問し、激励の言葉をいただきました。

また、三重県高等学校体育連盟に加盟している学校には学校推進委員会が設置され、同大会の成功に向け活動に取り組んでいます。(H28.7)

【生徒委員(敬称略)】

西山莉子、佐野晴子、立松希一、  
楠見涼、中林愛結、東空、松本英里沙



## 岡山県へ視察に行ってきました！

平成28年7月28日から開催された中国総体を視察するために、高校生活動推進委員会準備委員会の生徒委員が岡山県に行ってきました。現地では、総合開会式、陸上競技やソフトテニスを視察するとともに三重県選手団を激励しました。また、岡山県高校生活動推進委員会等、他県の生徒委員に話を伺うことができました。

この経験を平成30年度に東海ブロックで開催するインターハイに活かせるように、三重県の高校生も頑張ってお手伝いしていきます。(H28.7)



岡山県高校生活動推進委員会のメンバーに話を聞きました



総合開会式の様子

お問合せ先

平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会事務局 TEL059-224-2838  
(三重県教育委員会事務局全国高校総体推進課)

平成30年度全国高等学校総合体育大会 競技種目別大会 競技会場・日程(H28. 6. 30現在) 【別紙3】

競技種目	会場地 市町	競技会場	7月							8月																		
			26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	31 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水	9 木	10 金	11 土	12 日	13 月	14 火	15 水	16 木	17 金	18 土	19 日	20 月
総合開会式	伊勢市	三重県営サンアリーナ							◎																			
陸上競技	伊勢市	三重交通Gスポーツの杜 伊勢 陸上競技場								■	●	●	●	◆														
水泳(水球)	鈴鹿市	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 水泳場																							■	●	●	◆
バレーボール (男子)	伊勢市	三重県営サンアリーナ	○	●	●																							
		三重県営サンアリーナ (サブアリーナ)		●	●	●																						
		三重交通Gスポーツの杜 伊勢 体育館		●	●	●	◆																					
バレーボール (女子)	津市	三重県総合文化センター 大ホール							○																			
		サオリーナ								●	●	●	◆															
		サオリーナ (サブアリーナ)								●	●	●																
		津市立芸濃中学校								●	●																	
ソフトテニス	鈴鹿市	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 庭球場					○	●	●	◆	○	●	●	◆														
ハンドボール	津市	三重県総合文化センター 大ホール	○																									
		サオリーナ		●	●	●	●	●	◆																			
		サオリーナ (サブアリーナ)		●	●	●	●																					
		安濃中央総合公園内 体育館		●	●																							
		三重県立津高等学校		●	●																							
	鈴鹿市	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 体育館		●	●	●																						
サッカー (男子)	鈴鹿市	鈴鹿市民会館													○													
		三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 メイングラウンド																										
		三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 第1グラウンド													●	●	●		●									
		三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿 第4グラウンド													●	●	●		●	●								
	四日市市	四日市中央緑地公園 陸上競技場													●	●	●		●									
		四日市中央緑地公園 (人工芝1)													●	●												
		四日市中央緑地公園 (人工芝2)													●													
	伊勢市	伊勢フットボール ピレッジ(Aピッチ)													●	●	●											
		伊勢フットボール ピレッジ(Bピッチ)													●	●	●											
		伊勢フットボール ピレッジ(Cピッチ)													●													
伊賀市	上野運動公園競技場													●	●	●												
ソフトボール	熊野市	山崎運動公園							○	●	●	●	◆		○	●	●	●	◆									
		熊野市総合グラウンド								●	●	●				●	●	●										
柔道	津市	サオリーナ													■	●	●	●	◆									
剣道	伊勢市	三重県営サンアリーナ														○	●	●	◆									
レスリング	津市	メッセウイング・みえ										■	●	●	◆													
テニス	四日市市	四日市ドーム							○	●	●	●	●	●	●	◆												
		新設コート								●	●	●	●	●	●													
		三滝テニスコート								●			●	●														
登山	菟野町	開・閉会式 (三重県立菟野高等学校)																										
		鈴鹿山脈一帯(三池岳、釈迦ヶ 岳、国見岳、御在所山、鎌ヶ岳)									■	●	●	●	□													
		幕営地(三重県民の森)																										
ウエイトリフティング	亀山市	亀山市文化会館							○																			
		西野公園体育館								●	●	●	◆															
なぎなた	津市	津市久居体育館													■	●	◆											

◎:総合開会式 ○:競技別開会式 ■:競技別開会式後競技  
●:競技 ◆:競技後閉会式 □:閉会式

8 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

I 三重県立鈴鹿青少年センター

<県の評価等(平成27年度分)>

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立鈴鹿青少年センター(鈴鹿市住吉町南谷口)
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県体育協会 理事長 東地 隆司(鈴鹿市御園町1669番地)
指定の期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①センター条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②センター施設等の利用の許可等に関する業務 ③センター利用料金の收受等に関する業務 ④センターの管理施設維持管理及び修繕に関する業務 ⑤センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H26	H27	H26	H27	
1 管理業務の実施状況	B	B			多様な創作体験活動メニューを利用者に提供するとともに、幅広い年齢層が利用できる主催事業(21事業)を実施しており、協定に定める20事業以上を実施している。 また、施設の維持管理では、利用者からの意見や要望に即座に対応し修繕に取り組み、協定で取り交わした業務計画を順調に実施できたと評価する。
2 施設の利用状況	B	A	-	-	2交代制勤務を継続して行い施設利用時間の延長を行うことで利用サービスの向上に努めている。また、利用者満足度など独自の成果目標を設定し、達成に向け取り組んでいる。利用者からの指摘や提案などについて可能なものは直ちに対応するよう努めており、施設の利便性向上に積極的に取り組んでいる点も評価できる。閑散期対策として、新たな取組を期待したい。
3 成果目標及びその実績	C	A	-	-	施設延利用者数については、成果目標73,300人に対して75,946人、定員稼働率も成果目標26.5%に対し27.72%となっており、ともに成果目標を達成しており、業務計画を順調に実施している。

※「評価の項目」の県の評価：  
 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。  
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。  
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>●伝統工芸品の創作体験プログラム、各種キャンプ及び自然科学教室など幼児から一般まで幅広い層が参加可能な主催事業の実施や、センターの魅力伝えるセンターフェスタを地域の各種団体等と共催して実施するなど、利用者サービスの向上と施設の周知拡大に努めている。</p> <p>●施設設備の維持管理については、専門性を必要とする管理業務や修繕は外部に委託して適切に安全管理を行うとともに、職員で対応可能なものは独自で修理するなど経営努力に努めている。</p> <p>●利用許可や料金收受に関する業務について、公正及び公平性の確保に留意し適切に行っている。また、利用者アンケートを実施するとともに、利用者から直接意見や要望を聞き取りサービスの改善や向上につなげている。</p> <p>●成果目標については、施設延利用者数、定員稼働率ともに目標数値を上回り、成果目標を達成することができた。</p> <p>このように、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金收受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたと評価できる。なお、施設設備の修繕については、引き続き経年劣化を適切に把握し、緊急度に応じて対応可能なものから計画的に実施していただきたい。          また、課題である閑散期対策として、複数の県立施設の指定管理者として長年培ってきた当該法人の知識や経験、情報を活かし、冬場でも行われるスポーツ合宿をはじめ企業など様々な団体の集団宿泊研修の更なる誘致を期待したい。</p>
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(平成27年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人三重県体育協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

<b>(1) 管理業務の実施状況</b>									
<p><b>① 鈴鹿青少年センター条例第2条に基づく事業の実施に関する業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理施設の利用及び指導業務、青少年又は青少年育成関係者への研修業務、利用許可等に関する業務、利用料金の收受等に関する業務、管理施設の維持管理及び修繕に関する業務を実施した。</li> <li>利用及び指導業務では、原則として宿泊する全ての団体に対してオリエンテーションを実施し、利用方法の説明を行った。指導面では利用団体の生活面だけでなく、センター職員が創作活動の講師等も行い研修活動を支援した。</li> <li>青少年又は青少年育成関係者への研修業務では、21の主催事業を開催し、小学校低学年から一般まで幅広い層にわたって、自然体験活動及び生涯学習の場を提供することができた。</li> <li>利用許可及び利用料金の收受等に関する業務では、利用許可の基準・利用料金の納入方法等を定め、あらかじめ基準を利用者に明示し、適正に運用した。 なお、施設の効果的な運営を行うため、平成27年4月1日適用で利用許可基準及び取消に関する規定の改定を行った。</li> <li>利用者アンケートにおいていただいたご意見や職員からの提案等対応可能な箇所から適宜対応を行うことで、施設の利便性向上を図った。</li> </ul> <p><b>② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度は総額11,334,027円の修繕を実施した。平成26年度と比較すると約190万円増額となった。増加の要因としては、利用者サービス向上のために国旗掲揚ポールの移設や宿泊室の畳表替え、前年度から行っている洋式トイレへのウォシュレット設置等を行ったことで修繕費が増加した。</li> <li>大規模な修繕が必要となる箇所のリストを作成し、三重県教育委員会と情報共有を行っている。</li> <li>良好な施設の提供やサービス向上のため、四半期程度の修繕一覧を三重県教育委員会に報告し、計画に基づき適切に修繕を実施した。</li> </ul> <p><b>③ 県施策への配慮に関する業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権尊重社会を目指し、職員の意識向上を図るため研修会を実施した。多くの人が平等に利用可能であるようユニバーサルデザインに努めた。</li> <li>次世代育成支援の一環として、文化室について利用者の希望に応じて託児室として貸出できる体制を確保した。</li> </ul> <p><b>④ 情報公開・個人情報保護に関する業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開については、平成12年度に「公益財団法人三重県体育協会情報公開実施要領」を策定しており、これに基づき対応を行っている。</li> <li>個人情報については、平成17年度に「公益財団法人三重県体育協会個人情報保護実施要領」を策定しており、これに基づき個人情報の取扱いを行っている。また、個人情報保護方針のホームページ掲載や館内掲示、申込書等には、個人情報の取扱を明示している。施設内での個人情報掲載された申請書等は、外部へ漏洩しないように保管ロッカーは施錠し、職員一同で厳重に注意し、保管・管理を行っている。</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行に伴い、公益財団法人三重県体育協会特定個人情報取扱規程を整備した。</li> <li>平成27年度における情報開示請求はなく、個人情報の漏洩もなかった。</li> </ul> <p><b>⑤ その他の業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鈴鹿市小中学校長会及び鈴鹿市教育委員会に対して、市内小中学校は青少年センターを利用してもらうよう要望書を提出した。</li> <li>閑散期対策として、2月から3月上旬に利用する可能性のある大学陸上部に対してダイレクトメールを送送し、合宿等の誘致を働きかけている。</li> </ul>									
<b>(2) 施設の利用状況</b>									
<p>&lt;目標&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>施設延利用者数</td> <td>73,300人</td> </tr> <tr> <td>定員稼働率</td> <td>26.50%</td> </tr> </table>	施設延利用者数	73,300人	定員稼働率	26.50%	<p>&lt;実績&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>施設延利用者数</td> <td>75,946人</td> </tr> <tr> <td>定員稼働率</td> <td>27.72%</td> </tr> </table>	施設延利用者数	75,946人	定員稼働率	27.72%
施設延利用者数	73,300人								
定員稼働率	26.50%								
施設延利用者数	75,946人								
定員稼働率	27.72%								
<p>施設利用許可は、基本協定書第9条に基づき定めた利用許可基準を設けて許可判断を行い、平成27年度は不許可となる事例はなかった。</p>									

2 利用料金の収入の実績

<ul style="list-style-type: none"> <li>センターで独自に定めた平成27年度の目標施設利用料39,867千円に対して、平成27年度実績は44,932千円となり、目標値から5,065千円増となった。</li> <li>利用料金の免除 県内の保育園(所)・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が学校行事として利用する場合は、引率指導者は被引率料金とし、研修室料金の免除を行った。また、学校行事の場合を除き、3歳以下の乳幼児利用は免除とし、平成27年度の利用料金免除額は1,437,450円となった。なお、東日本大震災被災者免除対象者の利用が1団体あった。</li> </ul>
--



### 3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部		
	H26	H27		H26	H27
指定管理料	66,695,000	66,669,000	事業費	4,714,711	4,089,272
利用料金収入	45,083,010	44,932,480	管理費	104,646,851	102,885,443
その他の収入	3,776,580	3,765,386	その他の支出	1,440,188	3,473,537
合計 (a)	115,554,590	115,366,866	合計 (b)	110,801,750	110,448,252
収支差額 (a)-(b)	4,752,840	4,918,614			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	1,437,450
---------	-----------

### 4 成果目標とその実績

成果目標	施設延利用者数	73,300人
	定員稼働率	26.50%
成果目標に対する実績	施設延利用者数	75,946人
	定員稼働率	27.72%
今後の取組方針	平成25年及び26年と上昇傾向にあったが達成することのできなかった定員稼働率を平成27年度は達成することができ、成果目標すべてを達成することができた。過去2年間の改善の取組が徐々に成果につながっているものと考えており、引き続き取組を継続するとともに新たな利用拡大策の検討を進めていく。	

### 5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	H26	H27	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2期指定管理者から継続している2交代制勤務を継続して行い、利用者への対応可能時間を延長することで利用者サービスの向上に努めた。</li> <li>施設維持管理では、省エネ化を図るようLED電球の導入やサービスを低下させない範囲で利用団体に対して省エネの呼びかけを行い、また、利用団体がいない日は館内消灯と空調停止を行い省エネと経費削減に努めた。</li> <li>平成25年度に発足した三重県青少年施設協議会の事業として、3施設合同のイベントを開催し(子ども体験遊びリンピックinみえ)、加盟施設が行うイベントへの出展など相互協力を行った。</li> <li>大規模な修繕等の一部について、今年度は、トイレの部分改修を行い、ハード面の充実に努めた。</li> </ul>
2 施設の利用状況	B	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊利用に関しては、利用者アンケート等の意見や要望について対応可能な箇所から随時対応し、また、職員が利用者の視点に立って事前準備を行い、活動しやすい施設を提供することを心がけた。このことによりサービスの向上につながり、利用者の定着化を図ることができ、定員稼働率の向上につながった。</li> <li>日帰り利用に関しては、会場確保に苦慮している音楽系団体の利用について、他団体に影響の出ない範囲で受入を行い、定期的に利用する団体の増加を図った。</li> <li>閑散期にはスポーツ合宿の受入を行うことができるよう本協会指定管理施設との調整や、本協会所有施設のスポーツマンハウス鈴鹿との情報共有を図り、受入の促進を図った。</li> </ul>
3 成果目標及びその実績	C	A	<p>平成27年度は第3期指定管理期間から効率的な受入を職員が意識してきた結果、指定管理者に設けられた全ての成果目標を達成することができた。その大きな要因としては、大規模団体のキャンセルや人数変更を少なくするため連絡を早めにとり人数の確認を何度か行ったり、宿泊の人数に見合った計画的な部屋割りを行ったりしたことが挙げられる。その他の要因としては、平成27年度からの利用金改定に併せてキャンセルポリシーを変更したことで大口のキャンセルや人数変更が少なくなったことが考えられる。しかし、施設利用に関しては気象条件や社会情勢など不確定要素が多いため、必要な情報を入手できる体制を確保し、その対策を早めに講じる必要がある。</p>

※評価の項目「1」の評価 : 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。  
「B」 → 業務計画を順調に実施している。  
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。  
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 : 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。  
「B」 → 当初の目標を達成している。  
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。  
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

<p>総合的な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期指定管理者として、職員のサービス意識やコスト意識が向上し、各職員が自らの役割を認識した上で利用者に対して接することができるようになった。</li> <li>・経費を抑制するためには、専門的な場合を除き、可能な限り職員や設備管理員で対応を行う必要がある。ここ数年そういった意識が職員に定着し、空き時間等を活用して簡易な修繕などを行うようになった。</li> <li>・社会教育施設という役割もあるが、サービス業である宿泊施設という意識が出てきたことで、利用者が使いやすい施設提供を心がけるようになった。</li> </ul>
---------------	--

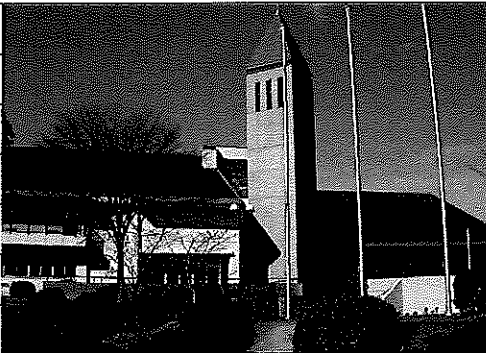
## 参考

### 鈴鹿青少年センターについて

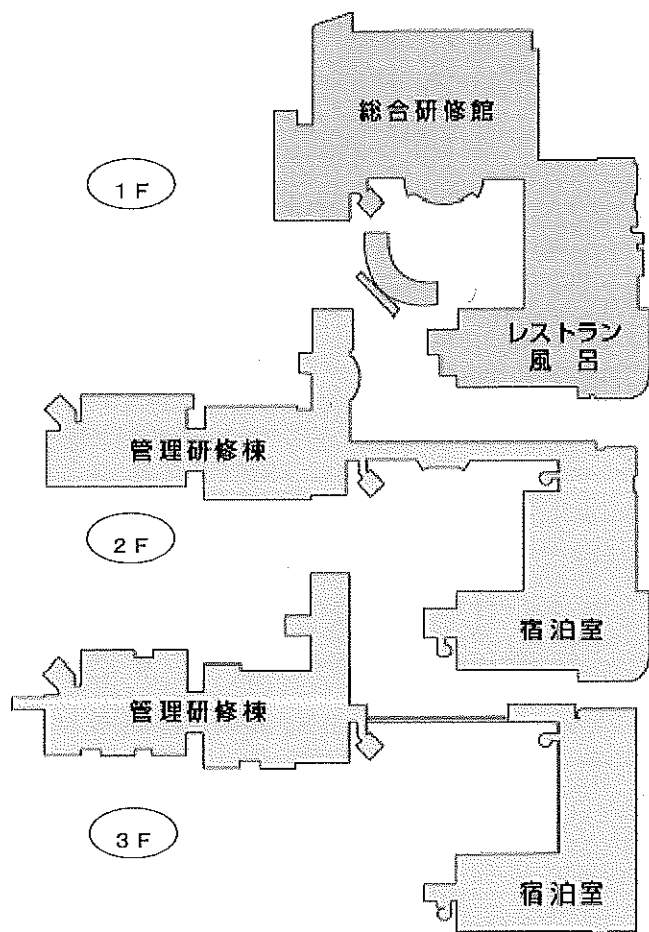
#### 1. 目的

青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る。

#### 2. 施設の概要

所在地	鈴鹿市住吉町南谷口	
開始年	昭和 60 年	
構造	鉄筋コンクリート造等 3 階建て等	
宿泊定員	368 名	
延床面積	6,477.07 m <sup>2</sup>	
土地面積	20,070.08 m <sup>2</sup>	
指定管理者	公益財団法人 三重県体育協会	
指定管理導入	平成 18 年度～ 現在 3 期目(平成 25 年度～平成 29 年度)	

#### 3. 施設設備内容



管理研修棟	事務室・所長室・会議室・保健室・文化室・宿直室・創作室・OR 室・大研修室・研修室・談話コーナー
宿泊サービス棟	食堂・ホール・大浴場・小浴場・身体障害者用浴室・談話コーナー・宿泊室(和室、洋室)・リーダー室
総合研修館棟	エントランスホール・ステージ・フロアー(テニスコート1面、バレーコート2面、バドミントンコート3面)
その他(屋外)	野外ステージ・つどいの広場・駐車場
主な備品	ピアノ・電子オルガン・ビジュアルプレゼンター・パソコン・プロジェクター・オリエンテーリング用具・野外炊飯用具一式・キャンドルサービス用具・天体望遠鏡・各種スポーツ用具など

#### 4. 利用実績(第3期)

(第3期)	成果目標	H26	H27
延利用者数	73,300人	74,719人	75,946人
定員稼働率	26.50%	25.86%	27.72%

定員稼働率:

$$\frac{\text{延宿泊者数}}{\text{宿泊定員} \times \text{開所日数}} \times 100$$

※開所日数とは、宿泊可能な開所日数のこと

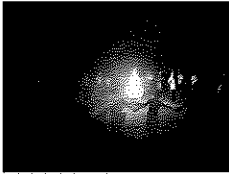
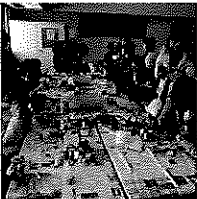
#### 5. 利用料

(単位:円)

	宿泊利用料(1人1泊)												体育館(総合研修館)			研修室		
	県内			県内(11月~2月)			県外			県外(11月~2月)			通常利用	宿泊利用	料金単位	通常利用	宿泊利用	料金単位
	青少年		その他	青少年		その他	青少年		その他	青少年		その他						
	小中以下	高校等		小中以下	高校等		小中以下	高校等		小中以下	高校等							
鈴鹿青少年センター 宿泊定員368名	510	920	1,540	310	620	1,030	1,030	1,850	3,080	620	1,240	2,060	1,850	920	1時間 当たり	1,110	550	1時間 当たり

#### 6. 主な主催行事

(計21事業を実施)

事業名	対象	参加人数	目的
単級学級学校交流会	希望学校	126名	単級学級の学校同士がキャンプファイヤーや様々な活動と一緒に行動し、友好、交流を深める。
レッツチャレンジ 2015 ・出会いの会・森の観察 ・所外活動(体験)・テント泊 ・自然観察・キャンプファイヤー ・野外炊飯・創作活動・別れの会	小学5年生 ~ 中学2年生	32名 	自然の中で異年齢の子どもたちが共同生活をしながら感動ある体験を通して、自然のすばらしさを知るとともに、自然に対する理解や愛情を育てる。(3泊4日)
大人の学校シリーズ ・篆刻と水墨画・そば打ち ・みかん狩りとジャム作り等	成人	延185名	各分野の講師を招き、様々な生涯学習の機会を提供する。(全5回)
センターフェスタ ・創作体験(プラバン、木工等) ・ステージ発表 ・レクリエーションコーナー ・カレーバイキング等	イベント来場者	2,234名 	年に1回の施設開放イベントとして、様々な体験ブースを設けPRを図る。また、平成27年度は開館30周年イベントも併せて実施した。
アウトドア塾 ・レクリエーション ・意見交換会 ・野外炊飯など	・高校生 ・大学生 ・教職員等	35名	アウトドア活動に興味のある方やセンターボランティアの確保を目的とし、指導者向けのスキルアップ研修を行う。



## II 三重県立熊野少年自然の家

< 県の評価等(平成27年度分) >

### 1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立熊野少年自然の家（熊野市金山町1577番地）
指定管理者の名称等	有限会社 熊野市観光公社 代表取締役 奥田博典（熊野市井戸町653-12）
指定の期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①少年自然の家条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②少年自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務 ③少年自然の家の利用料金の收受に関する業務 ④少年自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤少年自然の家の管理上必要と認める業務

### 2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H26	H27	H26	H27	
1 管理業務の実施状況	B	B			地域の豊かな自然等を活かした、真夏のロングキャンプ、親子料理教室等様々な主催事業(22事業)を実施しており、基本協定に定める20事業以上を実施するとともに、別途、全国こども遊びの日(紀南レクリエーション協会)、遊びリンピック(四日市少年自然の家、鈴鹿青少年センター)等、関係団体との共催事業を10事業実施するなど施設周知と利用拡大に努めている。 また、毎年、事業をリニューアルすることで、リピーターの維持に努めている。 施設の維持管理については、優先度を定めた計画的かつ効率的な修繕により経費削減に取り組むなどしており、協定で取り交わした業務計画を順調に実施出来たと評価する。
2 施設の利用状況	B	B			延宿泊者数や利用者満足度など、より高い成果目標を独自に設定し、達成に向けて取り組んでいる。また、利用者からの指摘や提案などについて可能なものは直ちに対応するよう努めており、施設の利便性向上に積極的に取り組んでいる点も評価する。
3 成果目標及びその実績	B	B			施設延利用者数については、成果目標27,500人に対し29,363人、定員稼働率も17.0%の目標に対し、18.5%となっており、成果目標はどちらも達成している。

※「評価の項目」の県の評価：

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。  
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。  
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スターウォッチング等の自然体験から、凧作り講座等の体験講座まで、豊かな自然を活用するとともに、幼児から一般まで幅広い層が参加可能な主催事業を開催している。また、地元の団体と連携した様々な大会を企画することで、施設の周知の利用者拡大に努めている。</li> <li>●イベント案内をはじめブログの更新を努めるとともに、地元ケーブルテレビ、新聞等を通じ施設のPRに勤めている。</li> <li>●利用許可や料金收受に関する業務について、公正及び公平性の確保に留意し適切に行っている。また、利用者アンケートを実施するとともに、利用者から直接意見や要望を聞き取りサービスの改善や向上につなげている。</li> <li>●施設設備の維持管理については専門性を必要とする管理業務や修繕は外部に委託して適切に安全管理を行うとともに、職員で耐応可能なものは独自で修理するなど経営努力に努めている。</li> <li>●成果目標については、施設延べ利用者数は目標よりも1,863人多く、定員稼働率についても1.5ポイント多くなり目標を達成している。</li> </ul> <p>このように、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金收受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたと評価できる。今後も、学校教育やその他の関係機関と連携した自然体験活動の充実に取り組みながら、利用者サービスの向上と利用者拡大に引き続き取り組んでいただきたい。また、閑散期対策として、スポーツ合宿をはじめ集団宿泊研修の更なる誘致を期待したい。</p>
--------	--

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①熊野少年自然の家条例第二条に基づく事業の実施に関する業務

- ・青少年及び社会教育関係団体の施設の利用、指導業務、利用許可、料金收受及び関係者への研修業務等に関する業務を実施した。
- ・利用団体にはオリエンテーションを行い、生活面の助言、創作活動及び野外活動等での講習を行い研修活動を支援した。
- ・主催事業及び共催事業では、真夏のロングキャンプ、親子料理教室、ニュースポーツ及びスポーツ冠大会等を開催、または共催し、幼児から一般まで幅広く青少年の健全育成と生涯学習を実施した。
- ・利用申請、利用許可及び利用料金收受等に関する業務については、取扱い基準、利用料金の納入方法を定め、適正に運用した。
- ・「イベントのご案内」を作成し、東紀州地域を中心に小学校41校へ配布するなど、施設PRに努めるとともに、ホームページを通じた情報発信とメールマガジンの配信を行った。また、地元ケーブルテレビ等を活用して主催事業のPRを積極的に行ったり、スタッフブログにより、テレビや新聞では伝わらない「熊野少年自然の家の今」を伝えるなど情報発信の充実に努めた。
- ・鈴鹿青少年センター、四日市少年自然の家とともに3団体で職員の交流を行うとともに、相互事業間交流(オープンデー等)、また、運営方法について情報交換を行うことで職員の自己啓発にもつながった。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・利用者アンケートに寄せられた意見や職員の提案等により施設改善を実施した。
- ・平成27年度の修繕費の支出額は6,474,140円を要した。老朽化に伴う施設設備の整備を積極的に実施した。平成27年度は、前年度に引き続き雨漏り修繕を行った。また、例年どおり緊急性を要するアスレチック等の物件については、速やかに修繕を実施した。
- ・短期(1年)及び中長期(3年以上)等の修繕計画を立て、大規模修繕については、県に協議報告するとともに、小破修繕については、指定管理者において計画的に修繕を実施した。
- ・平成28年度についてもアスレチックを中心に宿泊室の絨毯等も修繕を計画しているところである。

③県施策への配慮に関する業務

- ・県民の日記念事業に出展し、施設のPR活動に努めた。
- ・要望のあった小学校2校に出前講座として出向き、「マイ箸づくり」(杉材)、「箸置きづくり」(那智黒石)を体験させ、郷土教育の推進に寄与した。
- ・地元中学校の「職場体験活動」への協力依頼を受け、生徒4名を施設に受け入れ、自然の家の日常的な仕事を体験してもらった。
- ・鈴鹿青少年センターへの協力事業として、「第4回センターフェスタ」に、また、四日市少年自然の家の協力事業として「四日市少年自然の家 森のオープンデー」に参加するとともに、当施設が開催した「オープンデー」にも2団体に参加いただき3施設間の連携を強めた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・平成22年4月1日から施行している「三重県立熊野少年自然の家の管理に関する情報公開実施要領」に基づき実施している。なお、平成27年度においては、開示請求及び情報漏えいはなかった。
- ・三重県が開催する情報公開・個人情報保護制度初任者研修会に職員を派遣し、制度の正しい理解と運用に努めた。

⑤その他の業務

- ・特になし

(2)施設の利用状況

<設定目標> 延施設利用者数 27,500名 定員稼働率 17%	実績 延施設利用者数 29,363人 定員稼働率 18.5%
--	--------------------------------------

- ・施設利用許可は、基本協定書第9条に基づき定めた利用許可基準を設けて許可判断を行った。平成27年度は不許可となる事例はなかった。

2 利用料金の収入の実績

- ・施設で独自に定めた利用料金収入目標額6,654千円に対し、平成27年度実績5,916千円であった。
- ・学校クラブ、学校研修等で利用する場合、引率者に対し利用料金の減額を適用した。(利用料金の減免額244,320円)

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H26	H27		H26	H27
指定管理料	42,557,000	42,285,000	事業費	2,929,853	2,346,354
利用料収入	5,555,865	5,916,264	管理費	43,645,805	44,072,309
その他の収入	428,344	269,965	その他の支出	1,962,078	2,051,356
合計 (a)	48,541,209	48,471,229	合計 (b)	48,537,736	48,470,019
収支差額 (a)-(b)	3,473	1,210			

※参考

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

利用料金減免額	244,320
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	延施設利用者数	27,500人
	定員稼働率	17%
成果目標に対する実績	延施設利用者数	29,363人
	定員稼働率	18.5%
今後の取組方針	交通アクセスが良くなるとともに、熊野古道散策で東紀州を訪れる人も多くなった。現在、設置目的である小中学校の「集団宿泊体験研修」の利用のほか、スポーツ合宿としての利用が多いが、今後はこの地域の文化や歴史、豊かな自然の魅力を発信し、家族や文化同好会等での利用を促進していければ、利用者拡大に繋がっていくことと思う。また、年間を通しての積極的な営業活動を展開していきたい。	

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	H26	H27	
1 管理業務の実施状況	B	B	「利用者アンケート」で指摘された意見等があれば、事業実施に関するものは、指導系職員を中心に内部で検討し、改善できるものは直ちに着手するとともに、施設設備の維持管理については、職員で対応できる修繕等については、なるべく外注せずに自分達で行うなどコスト削減に努めた。ただし、昨年同様、専門性を要する事業については、外部委託とした。また、施設の情報発信として、自然の家会員登録者制度を利用し、当該会員向けにメールマガジンを発行するなどリピーターの確保に努めた。また、スタッフブログでは、実施した主催、共催事業の活動報告を掲載し、今後の参加を呼び掛けた。
2 施設の利用状況	B	B	県内の小中学校による「集団宿泊体験研修」を中心に、スポーツ・文化クラブの合宿の拠点として活用された。また、主催事業においては、幼児から一般まで幅広い層が参加可能な事業を行うとともに、地域団体と連携して、体育室、芝生広場等を開放して利用者の拡大を図るとともに「オープンデー」を開催し、広くPRに努めた。
3 成果目標及びその実績	B	B	成果目標 延施設利用者27,500人に対し29,363人 定員稼働率17%に対して18.5%だった。

※評価の項目「1」の評価 :

[A] → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。  
 [B] → 業務計画を順調に実施している。  
 [C] → 業務計画を十分には実施できていない。  
 [D] → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :

[A] → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。  
 [B] → 当初の目標を達成している。  
 [C] → 当初の目標を十分には達成できていない。  
 [D] → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

<p>総括的な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果目標で定めた延利用者数及び定員稼働率は達成することが出来た。本年度においても達成を目指して取り組んでいきたい。 平成28年度成果目標 延施設利用者数27,500人 定員稼働率 17.0%</li> <li>・主催事業の開催にあたっては、平成25年度から実施している東紀州エリア、隣接する和歌山県新宮市内の小学校へのチラシ配布を継続するとともに、地元ケーブルテレビ等のメディアを通して募集活動を行った。また、応募過多の場合も可能な限りの参加を認めた。</li> <li>・市、県及び地域の連携団体と協力して事業を展開した。開催事業を地方紙等に掲載することで、施設利用のあり方及び認知度アップに努めるとともに、ブログ等においても情報発信に努めた。また、本年度も昨年同様県内2校の小学校から出前講座の要請があり、職員3名を派遣した。</li> <li>・「利用者アンケート」を入所の全団体を対象に行い、要望を把握し、直ちに改善できる事については対応し、サービスの向上に努めた。また、コピー用紙の両面利用や昼休みの消灯等徹底したコストの削減を行った。</li> <li>・施設設置目的である小中学校の宿泊研修の場として、県内外からも利用していただけるよう営業活動にも力を入れて取り組んでいきたい。また、スポーツ、文化クラブの合宿基地としての役目も担っていきたい。</li> <li>・施設の維持管理については、修繕計画を立て優先順位をつけて修繕を実施した。本年度も昨年度に続き雨漏り補修工事を実施した。また、28年度においては、宿泊室の絨毯の取り換えも検討している。</li> <li>・利用者の安全確認のため、「危機管理マニュアル」、「災害対策応急マニュアル」を作成し、職員全員が携帯し備えた。迅速、的確な対応をすることができるよう心がけるとともに、防災研修(AED取扱含む)を実施した。</li> <li>・業務の執行は、事業計画書に示された内容に基づいて取り組むとともに、職員一人一人が複数の業務を執行できるように体制づくりを行った。また、業務の目標を明確に掲げ、達成に向けての取組のプロセスや結果を検証し、評価・改善しながら効率的で効果的な運営に努めた。</li> </ul>
---------------	--


# 参考

## 熊野少年自然の家について

### 1. 目的

優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成を図る。

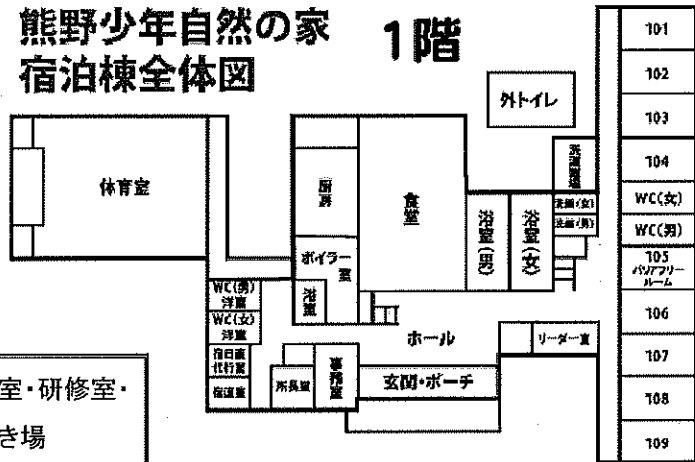
### 2. 施設の概要

所在地	熊野市金山町 1577	
開始年	昭和 52 年	
構造	鉄筋コンクリート造等 2 階建て等	
宿泊定員	200 名	
延床面積	2,544.30 m <sup>2</sup>	
土地面積	20,375.08 m <sup>2</sup>	
指定管理者	有限会社 熊野市観光公社	
指定管理導入	平成 22 年度～ 現在 2 期目(平成 25 年度～平成 29 年度)	

### 3. 施設設備内容

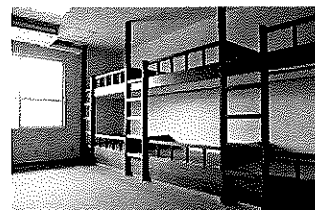
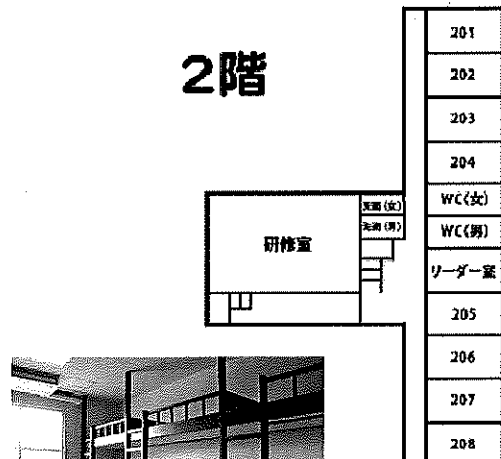


### 熊野少年自然の家 1階 宿泊棟全体図



宿泊棟	玄関ホール・宿泊室・リーダー室・研修室・体育室・浴室・食堂・洗濯機置き場
野外の施設	天体観測室・野外炊事場・囲炉裏小屋
その他(屋外)	フィールドアスレチック・ふれあい広場・駐車場
主な備品	プロジェクター・卓球・バドミントン・ペタンク・ニチレクボール・インディアカ・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ・ユニカール・キンボール・フライングディスクゴルフ・テント・寝袋・野外炊事道具一式・天体望遠鏡(口径45センチ・13センチ) 双眼鏡・実体顕微鏡

### 2階



#### 4. 利用実績(第2期)

	成果目標	H26	H27
延利用者数	27,500人	28,720人	29,363人
定員稼働率	17.00%	17.6%	18.5%

#### 定員稼働率

$$\frac{\text{延宿泊者数}}{\text{宿泊定員} \times \text{開所日数}} \times 100$$

※開所日数とは、宿泊可能な開所日数のこと

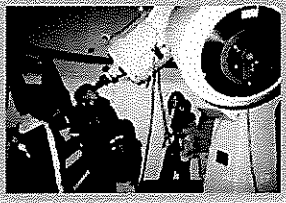


#### 5. 利用料

(単位:円)

	宿泊利用料(1人1泊)						体育館(総合研修館)			研修室		
	県内			県外			通常利用	宿泊利用	料金単位	通常利用	宿泊利用	料金単位
	青少年		その他	青少年		その他						
	小中以下	高校等		小中以下	高校等							
熊野少年 自然の家 宿泊定員200名	270	270	750	270	270	750	320	160	1時間 当たり	170	80	1時間 当たり

#### 6. 主な主催行事

(計22事業を実施)

事業名	対象	参加人数	目的
幻想ロマン ホテル祭り	自由	81名	夏の夜の森を散策しながらホテル鑑賞
スターウォッチング 	自由	48名	・土星・火星と春の星座観察 ・アンドロメダ大星雲と秋の星座の観察等 ・冬の星座観察 (10回計画4回開催於:野外及び天体観測室)
川遊びの達人講座	自由	35名	応募総数 109名 
真夏のロングキャンプ 	小学4年生以上	32名	大自然の中での4泊5日の長期キャンプにより、たくましさを育む
びっくり化石発掘会	小学生以上とその保護者	36名	化石を採集して標本として展示し、歴史を体感。応募総数180名
アウトドア親子料理教室	小~中学生の親子	151名	大自然の中、親子でアウトドアクッキングを体験(年4回) 応募総数420名

## 9 審議会等の審議状況（平成28年6月3日～平成28年9月14日）

### 1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第1回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成28年7月13日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 藤原 正範 委員 石川 博之 他9名（出席者計11名）
4 諮問事項	次期県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について
5 調査審議結果	<p>次期県立高等学校活性化計画（仮称）を策定するにあたって、①高校教育を取り巻く環境の変化や課題、②県立高等学校の特色化・魅力化の方策、③県立高等学校の規模や配置の考え方について審議しました。</p> <p>（主な意見）</p> <p>1 高校教育を取り巻く環境の変化や課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県には幅広い産業分野があるため、さまざまな分野の人材ニーズがある。一方で全ての産業分野で人材が高齢化していることから、職人等の専門人材の育成が求められる。</li> <li>・社会はイノベーションを起こし、周囲を巻き込んで新しい価値を提供することのできる人材を求めている。その意味からアクティブ・ラーニングは重要なキーワードになる。</li> <li>・コミュニケーション能力については、自分が言いたいことを言う力よりも、相手の言いたいことを把握する力、相手にとって重要な順序で話す力が重要であると言われている。相手が何を考えているかを感じることでできる学習や教育環境が必要である。</li> <li>・これからの高校教育には、地域のことと世界のことの双方を考える力の育成など総合性が求められる。</li> <li>・基礎学力が定着していない大学生が増加している。基礎学力の定着を高校教育の課題として認識するべきである。</li> <li>・特別な支援を必要とする生徒が増加していることから、これらの生徒たちに対する配慮が必要である。</li> </ul> <p>2 県立高等学校の特色化・魅力化の方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期活性化計画では再編統合を強調せず、活性化に重点をおき、活性化の手法の一つとして再編統合もあるという考え方に賛成である。</li> <li>・学校が地域を活性化していく取組を充実させていく必要がある。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクティブ・ラーニングや課題研究を進展させるなど、学びの質の転換を進めるべきである。</li> <li>・国では英語教育の改革が進められている。県としても指導方法の転換等、何らかの施策を進めていく必要がある。</li> <li>・高校生がNPO等に行き、社会の課題に直接触れる経験を積むことが必要である。</li> <li>・高等学校の活性化を検討するにあたっては、高校生の意見やアイデアも聴くべきである。</li> <li>・社会から求められる能力は、スポーツの中で培われるものが多い。高校教育においても、専門的な指導者の配置など部活動に力を入れて欲しい。</li> <li>・次期活性化計画では中高連携についてもその方策を明確にするべきである。</li> <li>・四日市高校では、スーパー・グローバル・ハイスクールの取組の中で、講義と討議を組み合わせた授業を進めることによって、生徒の学ぶ意欲の向上や質の高い理解につながった。教員の教え方、生徒も学び方についても今後変えていく必要がある。</li> </ul> <p>3 県立高等学校の規模や配置の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでは高等学校には一定の規模が必要という考え方が原則であったが、現在それに加えて地域活性化の観点も求められている。しかしながら、教育の質を確保する観点からは、小規模校を全て残して良いということではなく、地域の特性と結びつけて考える必要がある。</li> <li>・子どもたち一人ひとりの自己実現や教育機会の保障が大事である。生まれた場所によって、学校の選択肢が著しく異なることのないようにするべきである。</li> </ul>
6 備考	次回開催：第2回 平成28年9月5日



1 審議会等の名称	第2回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成28年9月5日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 藤原 正範 委員 石川 博之 他9名 (出席者計11名)
4 諮問事項	次期県立高等学校活性化計画(仮称)の策定について
5 調査審議結果	<p>県立高等学校活性化計画(仮称)骨子素案について審議を行いました。</p> <p>(主な意見)</p> <p>1 県立高等学校活性化計画(仮称)の構成や基本的な考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心できる学びがベースである。「基本的な考え方」において安全・安心について記述する必要があるのではないか。</li> <li>・子どもたちのコミュニケーション能力を向上することが重要である。生き抜いていく力の一つとして位置づけてはどうか。</li> </ul> <p>2 県立高等学校の活性化を図るための取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクティブ・ラーニングを推進していくためには、チームによる教育を進めていくことやどのように評価するかということ併せて考えていくことが重要である。</li> <li>・地方創生を考えたとき、理数系人材の育成に加えて、今後の地域リーダーとなるべき人材の育成も重要である。</li> <li>・トップクラスの育成も大事であるが、中間層の子どもたちの将来が見えるようにしていくことも大切である。</li> <li>・特別支援教育については、小中学校との連携に関する記述を入れるべきである。</li> <li>・産業界の一番の悩みは事業継承である。起業することも大事であるが、今ある事業を継続していくことや伝統産業を守っていくことも大切である。</li> <li>・小規模校に特色ある学科を設けるなど専門性を高めて、地域の産業と結びつけていくことが重要である。</li> <li>・小学校のコミュニティ・スクールでの経験を踏まえると、高校においても地域と共にある学校づくりを進めていくことが必要である。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校と地域が相互に貢献し合う関係を構築することが重要である。</li> </ul> <p>3 県立高等学校の規模や配置の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2学級の学校については、原則として分校とするという表現では、すべての学校が残ることを保証しているように感じるがそれで良いのか。</li> <li>・高校があつてよかつたと地域の人が思える取組を充実していくことが必要である。高校がなくなると過疎化が進むので対策が必要である。</li> <li>・小規模校の活性化を考えると、「地域と共にある学校」、「防災拠点としての学校」、「学校を核にした地域づくり」という視点が重要である。</li> <li>・小規模校を維持するためには一定の予算がいる。小規模校を維持する予算を他の教育課題の解決に振り向けるという選択肢もある。学校規模と財政効率について記述を検討してはどうか。</li> </ul>
6 備考	次回開催予定：第3回 平成28年10月25日

## 2 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	平成28年7月1日
3 委員	会長 中川 雅弘 副会長 村田 典子 委員 池村 均 他7名（出席者計10名）
4 諮問事項	三重県地方産業教育審議会の次期「審議のまとめ」の策定について
5 調査審議結果	<p>平成27年度第1回三重県地方産業教育審議会における主な意見の報告後、次期「審議のまとめ」の策定に向けて、視点や方向性、構成内容について審議を行いました。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少について南部地域の切実な現状を示す記述が必要である。</li> <li>・新しい産業が台頭していく中で、たくましく生きるための視点が必要である。</li> <li>・三重県の産業振興のために様々な取組を進めているが、人づくりは、その中でも重要な取組の1つである。</li> <li>・企業とのネットワーク構築による外部人材の活用について記述する必要がある。</li> <li>・若者の三重県での就業を促すには、県内産業を知ることが必要である。</li> <li>・最先端の設備はすぐに陳腐化するので、基礎・基本の技術を習得するために必要となる施設・設備を整備する方向で良い。</li> </ul>
6 備考	次回開催：第2回 平成28年9月5日

1 審議会等の名称	第2回三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	平成28年9月5日
3 委員	会長 中川 雅弘 副会長 村田 典子 委員 池村 均 他7名（出席者計10名）
4 諮問事項	三重県地方産業教育審議会の次期「審議のまとめ」の策定について
5 調査審議結果	<p>次期「審議のまとめ」の策定に向けて審議を行いました。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少への対応が「県外への人材流出を抑制する」ということでは寂しい感じがする。積極的な取組が必要である。</li> <li>・今後は職業教育に関する国の動きも注視していく必要がある。</li> <li>・職業人として、どの企業からも求められるのは素直さ、積極性、実行力である。</li> <li>・地域産業の担い手の記述は、視点や取組でも強調しておく必要がある。</li> <li>・企業コンソーシアムを構築し、産学官が連携して人材育成をすることで職業教育の幅が広がる。</li> <li>・専攻科設置の意義をもっと強調しても良いのではないか。</li> <li>・コンテストなどでは、生徒や教員の輝いている姿が見える。このような機会を創出する取組が必要である。</li> <li>・「審議のまとめ」の策定にあたっては、豊かな人間性を備えた職業人の育成が重要である。</li> <li>・学び続ける姿勢を育む視点は不可欠である。</li> <li>・学ぶことはよりよい人生とよりよい社会を創るためであることを生徒に明示することが大切である。</li> </ul>
6 備考	次回開催予定：第3回 平成28年11月22日

### 3 三重県教科用図書選定審議会

1 審議会等の名称	第2回三重県教科用図書選定審議会
2 開催年月日	平成28年6月28日
3 委員	会長 藤田 達生 副会長 高田 明裕 委員 上田由美子 他17名 (出席者計12名)
4 諮問事項	教科書採択における公正確保の徹底等及び平成29年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について
5 調査審議結果	<p>義務教育諸学校教科用図書無償措置法に基づき、県内の義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択の適正な実施について市町教育委員会等に対し指導・助言・援助するため、以下の(1)、(2)の審議を行いました。</p> <p>(1) 教科書採択における公正確保の徹底等について審議をとおして以下の3点が確認されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科用図書選定審議会委員及び調査員等の選任にあたって、教科書発行者との関係について自己申告を求めるなど、より公正性・透明性を確保すること。</li> <li>・教科書の調査研究の充実について、教科用図書選定審議会及び各採択地区協議会の調査員に保護者を入れるなど、より広い視野からの意見を反映させること。</li> <li>・教科書発行者との関係について、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせないように、市町教育委員会を通じて、全ての学校・教員等に対して指導を徹底すること。そのための具体的な方策は、国の動向等を踏まえながら県教育委員会において適切に定めること。</li> </ul> <p>(2) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書(特別支援学級及び特別支援学校で教科書として使用することができる図書)の参考資料について</p> <p>平成26年度用から平成29年度用までの「一般図書一覧」(文部科学省発行)に、新たに登載された38点の調査研究を行い作成した、採択する際の資料となる「小中学校の特別支援学級及び特別支援学校(小中学部)用教科用図書選定に関する参考資料(案)」について審議を行いました。</p> <p>当該参考資料は、原案のとおり承認されました。</p>

#### 4 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	平成27年7月31日
3 委員	会長 菅原 洋一 副会長 坂井 秀弥 委員 林 良彦 他16名 (出席者計15名)
4 諮問事項	平成28年度三重県指定文化財の指定等に関する 諮問、審議について
5 調査審議結果	県教育委員会から、平成28年度の文化財保護の取組 状況について説明した後、新たに6件の有形文化財（彫 刻2件・古文書1件・考古資料1件・歴史資料2件）を 県指定文化財とすることについて、諮問を行いました。 これら6件の有形文化財の調査を進め、次回審議会で指 定の可否について答申される予定です。
6 備考	次回開催予定：平成28年12月頃

## 5 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成28年7月22日
3 委員	座長 東福寺 一郎 委員 伊藤 卓哉 他6名 (出席者計7名)
4 諮問事項	「子どもの学びや活動を支える社会教育の推進」について
5 調査審議結果	<p>平成28年度審議テーマ「子どもの学びや活動を支える社会教育の推進」について審議しました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクールや学校支援地域本部を導入している学校の中には、地域の方に日常的に学校に入っていたことにより、子どもたちが落ち着いた学校があり、導入に取り組むことは有意義である。</li> <li>・放課後子ども教室の運営には、施設面では学校からの家庭室、図工室、空き教室などの提供が、人材面では地域の方の関わりが不可欠となっている。</li> <li>・普段は積極的に表に出ない友だちのお父さんなどの身近な人が、子どもの心に響く話をしてくれることがあるので、そうした人の関わりが増えるように地域人材の発掘をする必要がある。</li> <li>・潜在的にボランティアの気持ちを持っている方向けの講座を開催し、動機付けを図り、人材の発掘につなげることが必要である。</li> <li>・学校を核としたまちづくりの視点や、どうしたら子どもたちが故郷を愛し戻ってくるのかという視点を、社会教育として考えていかなければならない。</li> </ul>
備考	次回開催予定：平成28年11月頃